

静岡市放任竹林整備事業用消耗品等支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全再生を図るため、放任竹林整備事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において当該事業の実施に必要な消耗品等を支給する事業を実施するものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放任竹林整備事業 市内の放任竹林において、良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全再生を目的として、放任竹林の皆伐、間伐、維持管理のための下草刈り、植樹等を行う事業をいう。
- (2) 放任竹林 必要な管理がされずに放置された竹林をいう。
- (3) 消耗品等 放任竹林整備事業に使用する別表に掲げる物品をいう。

(支給対象団体)

第3条 消耗品等の支給の対象となる団体は、放任竹林整備事業の実施のため、専ら消耗品等について支援を必要とする団体のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものであって、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 自治会等（自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、ボランティアにより放任竹林整備事業を行う団体その他市長が認める団体であること。
- (2) 市内に居住する者を構成員に含むこと。
- (3) 放任竹林整備事業を行う年度において、静岡市放任竹林対策推進事業補助金交付要綱（平成25年度の補助金から適用）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(消耗品等の支給)

第4条 消耗品等の支給は、一の年度において、1団体当たり150点の範囲内で、別表に定めるところにより算出した点数に相当する消耗品等を支給する方法により行うものとする。ただし、直近3年度以内に本事業を利用した団体への消耗品等の支給については、1団体当たり100点の範囲内とする。

2 前項の規定による消耗品等の支給の回数は、1団体につき、一の年度において2回までとする。

(支給の申請)

第5条 消耗品等の支給を申請しようとする団体は、放任竹林整備事業用消耗品等支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支給希望消耗品等内訳書(様式第2号)
- (2) 放任竹林整備事業を実施する場所の位置図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、消耗品等の支給を決定したときは、放任竹林整備事業用消耗品等支給決定通知書(様式第3号)により、当該申請団体に通知するものとする。

(支給の方法等)

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた団体(以下「支給決定団体」という。)に対し、支給の方法及び支給の日について別に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 支給決定団体は、支給を受けた消耗品等を利用した放任竹林整備事業が完了したとき、又は第6条の規定による通知の日の属する年度が終了したときは、速やかに放任竹林整備事業実施報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 放任竹林整備事業を実施した場所の位置図
- (2) 整備箇所において、作業前及び作業後に同じ位置から撮影したカラー写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(確認)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、支給した消耗品等の適正な使用を確認するものとする。

(支給を受けた消耗品等の利用の制限等)

第10条 支給を受けた消耗品等は、放任竹林整備事業の実施の目的のためにのみ用いるものとし、他の目的に供してはならない。

2 消耗品等の支給を受けた団体が前項の規定に違反した場合は、市長は、当該消耗品等の返還を命ずることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、消耗品等の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

消耗品等の種類		点数	支給する消耗品等の規格等
消 耗 器 材 等	軍手（すべり止め付）	1組につき1点	1組とは、軍手12双をいう。
	豚皮手袋（手首マジック止）	1双につき2点	M、L又はLL
	竹挽きノコギリ（替刃式）	1丁につき6点	刃長270mm
	竹挽きノコギリ用替刃	1枚につき3点	刃長270mm
	なた（両刃）	1丁につき20点	180mm、さや付き
	中厚鎌（三日月）	1丁につき5点	180mm
	刈り込みばさみ	1丁につき11点	刃長160mm
	丸型スコップ	1丁につき6点	木柄、全長970mm
	フォーク	1丁につき7点	4本爪
	地下足袋（スパイク）	1足につき13点	つま先鉄芯入り
	安全靴	1足につき17点	長編上靴
	ヘルメット	1個につき8点	フリーサイズ
	刈払い機用替刃	1枚につき4点	230mm又は255mm、草刈用
	ロープ（黄×黒）	1巻につき4点	太さ約12mm×延長約100m、ポリエチレン製
	2サイクル混合用オイル	1缶につき4点	1リットル缶
	混合燃料	1缶につき5点	4リットル缶、混合比率25：1
	虫よけスプレー	1本につき1点	200ml
	鍬	1本につき15点	櫛柄付、全長1050mm
	剪定鋏	1丁につき13点	全長225mm
	チェーンソー替刃	1本につき18点	ピッチ1/4インチ又は3/8インチ ゲージ1.3mm、フルカッター
苗 木	クヌギ	1本につき3点	樹高約1m
	コナラ	1本につき3点	樹高約1m
	ヤマザクラ	1本につき3点	樹高約1m
	イロハモミジ	1本につき3点	樹高約1m
	ケヤキ	1本につき3点	樹高約1m
	エノキ	1本につき3点	樹高約1m

ヤマツツジ	1本につき6点	樹高約1m
シイ	1本につき3点	樹高約1m
シラカシ	1本につき3点	樹高約1m
ヤマモモ	1本につき3点	樹高約1m

様式第2号（第4条関係）

支給希望消耗品等内訳書

1 消耗器材等

消耗品等の種類	支給する消耗品等の規格等	点数 (1単位につき)	数量	点数 小計
軍手(すべり止め付)	1組(軍手12双)	1		
豚皮手袋(手首マジック止)	M	2		
	L	2		
	LL	2		
竹挽きノコギリ(替刃式)	刃長270mm	6		
竹挽きノコギリ用替刃	刃長270mm	3		
なた(両刃)	180mm、さや付き	20		
中厚鎌(三日月)	180mm	5		
刈り込みばさみ	刃長160mm	11		
丸型スコップ	木柄、全長970mm	6		
フォーク	4本爪	7		
地下足袋(スパイク)	つま先鉄芯入り (希望するサイズ(cm):)	13		
安全靴	長編上靴 (希望するサイズ(cm):)	17		
ヘルメット	フリーサイズ	8		
刈払い機用替刃	230mm、草刈用	4		
	255mm、草刈用	4		
ロープ(黄×黒)	太さ約12mm×延長約100m、ポリエチレン製	4		
2サイクル混合用オイル	1リットル缶	4		
混合燃料	4リットル缶、混合比率25:1	5		
虫よけスプレー	200ml	1		
鍬	櫛柄付、全長1050mm	15		
剪定鋏	全長225mm	13		
チェーンソー替刃	ピッチ1/4インチ、フルカッター ドライブリンク数()	18		

チェーンソー替刃	ピッチ3/8インチ、フルカッター ドライブリンク数 ()	18		
合計				

備考 1 地下足袋（スパイク）又は安全靴の支給を希望する団体は、支給を希望する地下足袋（スパイク）又は安全靴のサイズ及び数を記載してください。

2 チェーンソー替刃は希望するドライブリンク数を記載してください。規格によっては対応できない場合があります。

2 苗木

消耗品等の種類	支給する消耗品等の規格等	点数 (1本につき)	数量	点数 小計
クヌギ	樹高約1m	3		
コナラ	樹高約1m	3		
ヤマザクラ	樹高約1m	3		
イロハモミジ	樹高約1m	3		
ケヤキ	樹高約1m	3		
エノキ	樹高約1m	3		
ヤマツツジ	樹高約1m	6		
シイ	樹高約1m	3		
シラカシ	樹高約1m	3		
ヤマモモ	樹高約1m	3		
合計				

注 状況により入手できない場合があります。

3 消耗品等支給状況

区分		点数小計
今回の申請点数	消耗器材等	
	苗木	
既に申請済の消耗品等に係る点数		
合計		

注 消耗品等の支給は、1団体につき、一の年度において2回までとし、一の年度につき150点（直近3年度以内に本事業を利用した団体は100点）を限度とします。

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

放任竹林整備事業用消耗品等支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった消耗品等の支給については、静岡市放任竹林整備事業用消耗品等支給事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 支給を決定した消耗品等の種類、数量等

2 支給の方法等

3 消耗品等の利用の制限等

支給を受けた消耗品等は、放任竹林整備事業の実施の目的のためにのみ用いるものとし、他の目的に供してはいけません（静岡市放任竹林整備事業用消耗品等支給実施要綱第10条第1項）。消耗品等の支給を受けた団体がこれに違反した場合は、市長は、当該消耗品等の返還を命ずることがあります。

様式第4号（第8条関係）

放任竹林整備事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
報告者 名 称
代表者氏名
電 話

年 月 日付け 第 号により消耗品等の支給の決定を受けた放任竹林整備事業が完了したので、静岡市放任竹林整備事業用消耗品等支給実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 放任竹林整備事業の実施場所

2 放任竹林整備事業の規模

伐採 ha

管理 ha

3 添付書類

（1）放任竹林整備事業を実施した場所の位置図

（2）整備箇所において、作業前及び作業後に同じ位置から撮影したカラー写真